

CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 6 月 2 日
 内閣総理大臣 決裁
 令和 3 年 3 月 15 日
 一部 改訂 正
 令和 4 年 2 月 2 日
 一部 改訂 正
 令和 4 年 8 月 25 日
 一部 改訂 正
 令和 5 年 9 月 12 日
 一部 改訂 正
 令和 6 年 11 月 19 日
 一部 改訂 正
 令和 8 年 3 月 30 日
 一部 改訂 正

1 林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣官房副長官（参）
- 副議長 内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官
- 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 警察庁長官官房長
- こども家庭庁成育局長
- 総務省自治財政局長
- 法務省大臣官房長
- 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
- 文部科学省高等教育局私学部長
- 厚生労働省医政局長
- 厚生労働省老健局長
- 林野庁長官
- 経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官
- 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
- 国土交通省都市局長
- 国土交通省住宅局長
- 環境省地球環境局長

3 連絡会議の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。